

「食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）」に関する
意見募集に対する意見書

2017年（平成29年）4月21日

日本弁護士連合会

本年3月27日付けで消費者庁からなされた「食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）」（以下「本改正案」という。）に関する意見募集に対し、当連合会は、従前の公表意見等に基づき、以下のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

- 1 全ての加工食品について、原則として、原材料の原産地表示を義務付ける制度枠組み（本改正案第3条第2項）に、賛成する。
- 2 本改正案第3条第2項表1は、義務表示の対象とする原材料を、原則として製品に占める重量割合上位1位の原材料に限っているが、これでは不十分である。義務表示の対象とする原材料は、重量割合上位3位まで（ただし、重量割合上位2位までで重量比率の大部分を占める場合は2位まで）とすべきである。また、特定の原材料の名称を商品名又は商品名の一部として使用する表示方法（いわゆる冠表示）のうち商品を特長付ける原材料が商品名に含まれる商品については、重量割合にかかわらず当該原材料の原産地を記載すべきである。
- 3 例外的に可能性表示（本改正案第3条第2項表1の五のイ）、大括り表示（本改正案第3条第2項表1の五のロ）、「大括り表示+可能性表示」（本改正案第3条第2項表1の五のハ）等を認めるとしても、その要件は客観的かつ具体的に定めて限定すべきである。また、事業者に表示以外の方法で消費者が原料原産地に関するより正確な情報を容易に入手できる仕組みの確保を義務付けるべきである。
- 4 本改正案第3条第2項表1の二のロは、中間加工原材料について、当該中間加工原材料の製造地のみの表示を原則としており、当該中間加工原材料の生鮮原材料の原産地が判明している場合には当該生鮮原材料の原産地表示に代えることができるとしているが、不十分である。原料の原産地と中間製造地の双方の表示を義務付けるべきである。
- 5 行政による食品表示の監督体制を強化すべきである。また、食品衛生法第3条第2項の記録の作成及び保存の責務を法的義務とすべきである。
- 6 いわゆる外食、容器包装に入れずに販売する場合及びインストア加工につい

ても、原料原産地表示を含めて食品表示を広く義務付けることを検討すべきである。

意見の理由

1 食品表示法に基づく食品表示基準による表示は、消費者の自主的かつ合理的な選択に資するものである必要があり、消費者に誤認を与えるものであってはならない。消費者は食品安全や海外支援など様々な観点から、その加工食品の原材料が国産か否か、輸入品にあっては輸入国名を知った上で選択したいと考えている。かかる観点からすれば、全ての加工食品について原料原産地表示がなされるべきであり、加工食品の原料原産地表示を22食品群及び4品目に限っている現行法が不十分であることは明らかである。

よって、原料原産地表示を全ての加工食品に拡大する本改正案の制度枠組みには、賛成である。

しかし、本改正案では、消費者の自主的かつ合理的な選択の自由の確保、誤認防止及び事業者による産地偽装の防止の観点からは不十分であるため、以下のとおり意見を述べる。

2 本改正案第3条第2項表1では、義務表示の対象を、製品に占める重量割合上位1位の原料に限っている。

しかし、多くの原材料を使用する場合、重量割合上位1位と2位、3位の割合が近接している場合がある。例えば、重量割合上位1位の原料は国産であるがそれと割合の近接している2位以下の原料は外国産という場合、実際には製品の重量割合からすると国内産よりも外国産のものが多く使用されているにしかわらず、1位の原料の原産地しか表示されないことになると、消費者は国産の原料が主に使用されていると誤認してしまうおそれがある。

そこで、複数の原材料を使用している場合には、原則として3位まで（重量割合上位2位までその製品の重量比率の大部分を占める場合は2位まで）の表示を義務付けるべきである。

また、特定の原材料の名称を商品名又は商品名の一部として使用する表示方法（いわゆる冠表示）のうち商品を特長付ける原材料が商品名に含まれる商品については、当該特定の原材料は消費者の関心も高い原材料であるので、重量割合にしかわらず原産地を記載すべきである。

仮に本改正案において重量割合上位3位までの原材料やいわゆる冠表示されている原材料まで義務表示の対象とすることが困難な場合でも、本改正案において推奨表示として規定すべきである。

3 本改正案は、例外表示として「可能性表示」(本改正案第3条第2項表1の五のイ)、「大括り表示」(本改正案第3条第2項表1の五のロ)、「大括り表示+可能性表示」(本改正案第3条第2項表1の五のハ)を定めている。消費者庁の「食品表示基準改正のポイント」によれば、これらの例外が認められるためには、可能性表示及び大括り表示については、一定期間における国別使用実績又は使用計画からみて国別重量順表示が「困難な場合」、「大括り表示+可能性表示」については、一定期間における大括り表示のみでは表示が「困難な場合」であるとするが、かかる改正案には反対である。

本改正案によれば、結局のところ国別使用実績又は使用計画からみて国別重量順表示や大括り表示のみでは原料原産地表示が「困難」か否かの判断を事業者の主観的判断に委ねることとなり、行政は事後的に食品表示の適正をチェックするにすぎないため、例外表示が広がりかねない。

そこで、原料原産地義務表示に当たって事業者の実行可能性の観点から一定の例外表示を定めざるを得ないとしても、例外規定適用の判断を事業者の主観的判断に委ねるべきではなく、原料原産地の表示原則の趣旨を損なわないよう、産地別混合比率の変動の程度を例外規定の要件としている韓国の例などを参考に、要件を客観的かつ具体的に定めるべきである。

また、例外表示を認める場合には、消費者に可能な限り詳細な情報が提供される機会が確保されるとともに、消費者が容易に情報を入手できる仕組みを整えることが求められる。

そこで、消費者への情報提供として、加工食品に表示された二次元バーコード・三次元バーコードを利用して、消費者が原料原産地を表示した事業者のホームページにアクセスして原料原産地の情報を検索できる仕組み等、消費者に可能な限りの詳細な情報を提供する仕組みを確保すべきである。

さらに、例外表示の適否のチェックを行政がしっかり行って初めて適正な表示が確保できるのであるから、後述のとおり、食品表示の監視体制を強化すべきである。

4 本改正案は、使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料、すなわち重量割合上位1位の対象原材料が中間加工原材料である場合は、原則として当該中間加工原材料の製造地を「○○製造」と表示することとし(本改正案第3条第2項表1の二のイ)、中間加工原材料の重量割合上位1位の対象原材料である生鮮原材料の原産地が判明している場合には、「○○製造」の表示に代えて当該原材料名とその原産地を表示することができるとする(本改正案第3条第2項表1の二のロ)。

しかし、これでは、中間加工原材料の製造地かその生鮮原材料の原産地のうち、消費者にとってイメージの良い方を表示すれば足りることになり、消費者の誤認や事業者による偽装を招きかねず、消費者の自主的かつ合理的な選択の自由の確保を害するおそれがある。

そこで、中間加工原材料の製造地及びその生鮮原材料の原産地の双方の表示を義務付けるべきである。

そして、少なくとも中間加工原材料の製造地が国内である場合にはその生鮮原材料の原産地を表示させるべきであり、他方中間加工原材料の製造地が国外である場合にはその生鮮原材料の原産地の表示を推奨すべきである。

また、中間加工原材料の生鮮原材料の原産地が特定できないとする事業者に對しては、偽装防止の觀点から、その理由を合理的に説明できる根拠資料を保管させるべきである。

さらに、中間加工原材料の生鮮原材料の原産地表示を推進するためにも、米及び牛肉以外の食品についてもトレーサビリティ制度を義務付けるべきである。

5 本改正案では、食品表示の監視体制は従前の食品表示監視体制の中で行うということのようであるが、全加工食品の原料原産地表示が義務化されても、その表示が正しいかどうかをチェックする機能が十分に作用しなければ、偽装表示等を明らかにすることは困難である。

よって、食品衛生監視員の増員や当連合会の2013年2月14日付け「新食品表示制度に対する具体的な提言についての意見書」で指摘しているとおり、食品表示Gメンの役割の拡大や消費者を監視員として養成し食品表示監視の補助にあたらせる消費者監視員制度の導入、人的体制を整えるための予算の拡充等、食品表示の適正な運用を図るための行政による監督の強化を図るべきである。

また、食品衛生法第3条第2項では、食品等事業者の責務として、食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、仕入元等に係る記録を作成しこれを保存するよう努めなければならない、とされている。現行法の定めは努力義務を課すにとどまっているが、これについては法的義務とし、食品加工における原材料の流れを追跡できる体制を整えるべきである。

6 本改正案においても、加工食品を設備を設けて飲食させる場合（外食）（食品表示基準第1条）、容器包装に入れずに販売する場合（同第3条）、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合（インストア加工）（同第5条）については対象から除かれている。しかし、これらの場合についても消費者が当該加工食品を自主的かつ合理的に選択するに当たってその原料原産地の情報が重要で

あること、消費者の誤認や事業者による偽装のおそれがあることに変わりはない。

この点、これらは対面販売であり、店舗の販売員等に食品について情報を求めるができるとの指摘もあるが、販売員等が専門知識を有しているとは限らず、十分な食品に関する情報が得られない場合がある。

したがって、外食、容器包装に入れずに販売する場合及びインストア加工の場合においても、店舗内で消費者が容易に確認できる場所に書面により食品に関する情報を表示させるなど食品表示を広く義務付けることを検討すべきである。

以上